

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 会社型投資信託ってなあに？

Q：最近、会社型投資信託が解禁されると聞いたのですが、会社型投資信託とはいったい何でしょうか。

A：有価証券などへの投資を目的とする証券投資会社の株を投資家が買い、証券投資会社の運用益を株式の配当として受け取るというものです。

【解説】

会社型投資信託とは、投資家が資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする「証券投資法人」に出資し、投資家はその運用収益を配当の形で受け取る投資スキームをいいます。

証券投資法人に出資する投資家は株主になるため、株主総会で意見を述べ、投資信託の運用に参加できるのが特徴です。

税制面では、証券投資法人に対する法人税について、以下の要件を満たしている場合は、所得の金額を限度としてその事業年度に係る支払配当の額を損金算入することができます。

- (1)証券投資ファンド（証券投資法人）が、多数の投資家又は特定の機関投資家が出資しているものであること
- (2)有価証券に対する投資を主たる業務としており、他の事業活動を行っていないこと
- (3)所得の90%以上を配当として支払っていること
- (4)その他

上記の会社型投資信託は、一連の金融ビッグバンによる規制緩和により、今年平成10年12月1日から実施に移される予定です。

